

市民税・県民税が年金から天引きされている方へ

公的年金からの特別徴収の制度が見直され、年金特別徴収の平準化を目的に、平成29年4月以降の仮徴収額の算定方法が変わります。

○ 年金特別徴収税額の算定方法

	【改正前】	【改正後】 (平成29年4月分から)
仮徴収額 (4・6・8月徴収分)	前年度分の本徴収額 ÷ 3 (前年2月と同じ額)	(前年度分の年税額 ÷ 2) ÷ 3
本徴収額 (10・12・2月徴収分)	(年税額 - 仮徴収額) ÷ 3	(年税額 - 仮徴収額) ÷ 3

※仮徴収額の算定方法の変更であり、年税額の増減を生じさせるものではありません。

《特別徴収税額の算定例》

(単位：円)

年度	年税額	【改正前】						【改正後】					
		仮徴収額			本徴収額			仮徴収額			本徴収額		
		4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
28	36,000	10,000	10,000	10,000	2,000	2,000	2,000	10,000	10,000	10,000	2,000	2,000	2,000
29	60,000	2,000	2,000	2,000	18,000			6,000	6,000	6,000	14,000		
		前年2月と同額						前年度年税額の1/6					
30	60,000	18,000	18,000	18,000	2,000			10,000	10,000	10,000	10,000		
		前年2月と同額						前年度年税額の1/6					

【改正前】

一度生じた不均衡が平準化しない

【改正後】

年税額が2年連続で同額の場合、平準化